



We Serve

ライオンズクラブ国際協会 330-A地区(東京) キャビネット事務局: 〒160-0023 東京都新宿区西新宿 7-10-17 新宿ダイカンプラザB館 2階
Lions Clubs International District330-A(Tokyo) Cabinet Office:2F,Shinjuku Daikan Plaza.,10-17,Nishishinjuku 7chome,Shinjuku-ku,Tokyo,160-0023Japan
TEL 03-5330-3330 FAX 03-5330-3370 E-MAIL cab@lions330-a.org URL <http://www.lions330-a.org>

「ライオンズ総合事務所」問題を正確に知っていただく為に

9月 6日 各クラブ会長宛郵送
9月14日 地区役員宛郵送

ライオンズクラブ国際協会
330-A地区
ガバナー 森山 勇

目次

1. はじめに
2. 今何故「ライオンズ総合事務所」なのか
3. 「ライオンズ総合事務所」問題、これまでの経過
4. 「ライオンズ総合事務所」問題は現在誰が担当しているのか
5. 「ライオンズ関係団体連絡協議会」って何？
有限責任中間法人 330-A 地区支援会とは
財団法人 ライオンズ日本財団とは
ライオンズ東京合同事務所とは
6. 「ライオンズ総合事務所」問題って、今（'06.8月現在）どういう状況なのか
7. 「ライオンズ総合事務所」問題は今後どのように進んでゆくのか、又どういう形で決まってゆくのか。
8. 現在キャビネット事務局が使用している「支援会所有不動産」を一部の者が売却しようとしているのでは…。という話があるようですが。
9. ライオンズ日本財団についてはどのように考えたら良いのか、過去この財団については 330-A 地区に色々な意味で大きな影響を及ぼしてきましたが
10. 今後大切なことは「情報開示」、「開かれた議論」、「無用な拙速は厳に慎む」そして「皆で決めたルールを守る」という姿勢だと思います

1. はじめに

去る7月28日の第1回キャビネット会議によって、いよいよ新しい年度がスタートしました。大きなテーマは「仕事をするキャビネット」です。ライオンズクラブはご承知のように、不連続の連続という文字通りの単年度制ですから、なかなか中長期的展望に立った継続的な仕事は出来にくいのが現実ですが、メンバー各位のご協力をいただきながら精力的に諸懸案に対処して行きたいと考えております。そのような中で、今般私の

希望と言いますか、夢を掲げさせていただきました「ライオンズ総合事務所」の建設準備ですが中村前ガバナーの下で開催されました第 52 回年次大会における代議員会での決定に沿って「総合事務所建設準備委員会」ならびに「ライオンズ関係団体連絡協議会」の方々のお力添えをいただきながら推進してまいりたいと考えております。

本案件につきましては、第 1 回キャビネット会議以降多くの方々から様々なご意見をいただいております。私はそのいずれにも真摯に耳を傾け、更に皆様のご意見を聞かせていただきながらすすめることが最も重要であると考えております。いずれにしましても、これは 330-A 地区あるいは日本全体のライオンズクラブの将来にも大きな影響を与えるであろう極めて大きなテーマです。

今回は事の重大さに鑑み、本誌面をお借りし、是非全メンバーのご理解をいただく為に、標記「ライオンズ総合事務所問題をより正確に知っていただく為に」というテーマで、これまでの経過、あるいは現在の状況、そしてこれからどのように進んでゆくのか、という事についてご説明をさせていただきたいと思っております。是非ご一読をお願い致します。尚、私の掲げさせていただきました「基本政策」中に ”永久に使える事務所の取得” がありますが、これはガバナーとしての「夢そして希望」であります。これから行われます委員会を中心とした協議の中では、この「基本政策」に拘わる事無く検討をすすめ、くれぐれも予断の無い形でお考えいただきたいと思っております。

2. 今何故「ライオンズ総合事務所」なのか

山浦元ガバナーの歴史的事業（事務局用不動産の取得）を継承しながら、330-A 地区の将来のために。

現在キャビネット事務局が使用しているスペースは皆様ご承知のように山浦元ガバナーがなみなみならぬ情熱を注ぎ、且つ多くのメンバー、クラブのご協力のもとに取得をしたものです。これは日本にライオンズクラブが誕生して 52 年、誰もがなし得なかった素晴らしい事業でした。これにより運営経費の節減が可能になりましたし、しばしば変わる事務局の所在地もこれからは移動する必要がなくなりました。

そのような中、山浦元ガバナーが示された理念と事業を継承する形で、中村前ガバナーから「ライオンズ総合事務所の建設」という新しいテーマが提起されました。これは「事務局用不動産の取得」が ”経費の節減” や “利便性の向上” を主目的としたのに対し、「ライオンズ総合事務所の建設」は前者の二つの目標を承継しつつ、330-A 地区の“夢”と“誇り”の実現がメインテーマです。330-A 地区は日本で最初にできた「地区」です。又日本の中心である東京に位置する「地区」です。

往時当地区は“花の 330-A 地区”と称されていた時代がありました。

今はどうでしょう。その輝きは陰り、メンバー数も長期減少傾向に歯止めがかけられないのが実情です。そのような状況の中、関係する団体が一つ屋根の下に集結する。そし

てその集まった諸団体が互いに有機的に機能し合い、21 世紀対応型のライオンズクラブのニューモデルを作ってゆく。その拠点になるのが、ここで言うところの「ライオンズ総合事務所」建設の基本理念です。

冷戦構造が崩壊し、世界は急速にグローバル化が進む現在、ライオンズクラブもそのような大きな流れと無縁ではられません。このような内外から強く変革を求められる今こそ、我々も変わらなければなりません。是非明るい未来に向けて議論をしようではありませんか。

3. 「ライオンズ総合事務所」問題これまでの経過

’05.7.29

中村期第 1 回キャビネット会議において、中村ガバナーより「ライオンズ総合事務所」建設について、「法人管理運営・建設計画検討特別委員会」に付託。

’06.2.14

「ライオンズ関係団体連絡協議会」発足。参加団体は下記の通り。

有限責任中間法人 330-A 地区支援会

財団法人 ライオンズ日本財団

ライオンズ東京合同事務局

法人管理運営・建設計画検討特別委員会

’06.2.23

第 2 回ライオンズ関係団体連絡協議会開催

確認事項

ライオンズ総合事務所建設計画案の主旨である「関係する団体が同一建物内に拠点を置き、互いに有機的に機能し合う」という基本理念については全団体賛意を示す。但し、各団体共に今後それぞれの団体において合意形成することが必要である。ということで一致。

’06.3.9

第 3 回ライオンズ関係団体連絡協議会開催

確認事項

2006 年 4 月 22 日の年次大会において「委員会及本連絡協議会により、今後ライオンズ総合事務所の建設について協議し、推進することについて了解を求める」というガバナー提案を「政策・会則・長期計画・建設計画分科会」に諮ること。

'06.3.17

第3回キャビネット会議にて、第3回連絡協議会の合意内容を構成員に報告。年次大会に諮る旨説明し、承認を得る。

'06.4.22

第52回年次大会

「政策・会則・長期計画・建設計画分科会にて、今後も引き続き、委員会及ライオンズ関係団体連絡協議会にて協議し、推進すること」を全員一致で承認。

同日の代議員総会にてこれを報告・承認。

'06.7.28

森山期第1回キャビネット会議

総合事務所建設準備委員会発足

ガバナーより、当該委員会に、将来的展望に立脚した「ライオンズ総合事務所」の取得に向け、前年度創設されたライオンズ関係団体連絡協議会と協議しながら推進をはかるよう要請。

4. 「ライオンズ総合事務所」問題は現在誰が担当しているのか

ガバナーより「将来展望に立脚した総合事務所」の取得という内容の諮問を受けた「総合事務所建設計画準備委員会」が中心となり、「ライオンズ関係団体連絡協議会」において検討作業をすすめている。

5. 「ライオンズ関係団体連絡協議会」って何？

これは下記の団体が先の総合事務所建設の理念に共鳴し、総合事務所建設準備委員会の呼びかけに応じる形で組織された会で、今後この問題を様々な角度からその実現に向けて検討を重ねて行こうという協議会です。

それぞれがライオンズ関係の団体であるということから、「ライオンズ関係団体連絡協議会」という名称になったものです。

協議会を構成する団体

① 責任中間法人 330-A 地区支援会

皆さんご承知のように、山浦ガバナーの期に事務局用不動産取得のためだけに目的に設立された法人。

この法人が設立された理由は、330-A 地区では組織としての法人格が無いため、仮

に地区が不動産を取得してもその登記が出来ないという問題を解消するために便宜的に設立された。

組織的には偏った運営に陥らないよう、代表者他が毎年変わるという国際協会の LCIF の仕組みを参考にしています。

尚、330-A 地区と綿密な人的・物的連携関係を維持する為、「ライオンズクラブ国際協会 330-A 地区と有限責任中間法人 330-A 地区支援会間の人的・物的連携に関する規定」を設けて運営されるもの。

② 財団法人 ライオンズ日本財団

目的

人間全体の未来に大きく影響する地球的視野に立った奉仕事業及び事業に対する助成を行う事により、ライオンズクラブ国際協会のモットーである「We Serve」の精神に寄与することを目的とする。

事業

- (1) 人間全体の未来の発展に寄与する奉仕事業
- (2) 人間全体の未来の発展に寄与する事業に対する助成
- (3) 海外諸国における前 2 号に掲げる奉仕事業及び事業に対する助成
- (4) その他本財団の目的を達成する為に必要な事業

設立の経過

山口桂造ガバナー（1991～1992）のもと、財団設立準備室を設置し総理府を主務官庁として財団法人の設立に着手。

330-A 地区内各クラブ会長会を 4 回開催。設立の概要説明と参加協力を要請。

第 38 回年次大会において承認決議

1992.7.20 総理大臣より許可指令書受領後設立登記。現在に至る。

財団への資金拠出

（出捐=寄附）

前記の決議を経た上で、各クラブ・個人メンバーに対し資金拠出（出捐=寄附）を求める。

その結果、約 1 億円超の寄付金が拠出され、これを基本財産として活動がスタート。

現在に至る。

③ ライオンズ東京合同事務局

330-A 地区内の各クラブが、それぞれの事務局機能を合同で行うことによって経済性や利便性を高めることを目的として作られた事務局業務代行組織。’06.8 月現在 88 クラブが参加。

法人格の無い任意の団体。

6. 「ライオンズ総合事務所」問題って、今（’06.8 月）どういう状況なのか。

先程の「3.ライオンズ総合事務所問題、これまでの経過」を読んでもいただければ分かるように’06.7.28 の第 1 回キャビネット会議においてガバナーが基本政策を発表し、それにもとづいて担当委員会（総合事務所建設準備委員会）を決め、委員会は先述の「ライオンズ関係団体連絡協議会」の中で協議し、推進しようとしている、というのが現在の状況です。

7. 「ライオンズ総合事務所」問題は今後どのように進んでゆくのか、又どういう経過を経て決まってゆくのか。

今後は第 52 回年次大会の決議に沿って「総合事務所建設準備委員会」を中心に「ライオンズ関係団体連絡協議会」の中で検討がすすめられてゆくと思われます。

そしてその中からいくつかの計画案が出てくることになるとは思いますが、以後その計画案をもとに各クラブの会長に集まっただき会長会を開き、その案を説明します。又会長会だけでなく R・チェアパーソン会、Z・チェアパーソン会等も合わせて開催し色々な角度から検討を加えてゆくこととなります。

この間に要する期間は分かりません。あくまでも皆が納得できるような計画案を作る為には拙速は避けなければならないからです。

こういった様々な検討を経て統一案を作成し、キャビネット会議にかけ、そして最終的には年次大会における代議員総会の議決をもって決定するということになると思われます。

8. 現在キャビネット事務局が使用している「支援会所有不動産」を一部の者が売却しようとしているのでは…。という話があるようですが。

支援会所有不動産（現キャビネット事務局所在地）を売却するというのは、現実的にはそう簡単な話ではありません。

ただこのような話が噂話にせよ出るということは、多分中村前ガバナーおよび私の「ガ

バナー基本政策」中のいずれにも「330-A 地区支援会が取得した財産を活用する。」という文言があり、これが売却の論拠になっているものと思われます。

ではその両者がそれぞれ提起させていただいたこの「基本政策」をどのように考えているのか、という事ですが以下ご説明いたします。

中村前ガバナー

第1回ライオンズ関係団体連絡協議会（'06.2.14）において次のように発言されております。（議事録有）

「本計画は皆様の関係する諸団体及各クラブ、メンバーのご理解なくしては成し得ない事でありますので、十分に議論を重ねてすすめていただき、私の思いを十分ご理解いただきたいとおもいます。

尚、既に「建設計画案」を第2回キャビネット会議に提出させていただいておりますが、これはあくまでも「計画案」でありますので、参考にしていただき、この計画案に拘わる事無く議論をしていただきたいと思います。」

第2回ライオンズ関係団体連絡協議会（'06.2.23）における確認事項として、次のように全員一致で確認（議事録有）。

「中村ガバナーが既に提起している建設計画案に拘わる事無く、お互いに予断を持たずに白紙の状態から検討する。」

L.森山

本文中の“はじめに”の中で次のように述べさせていただきました。

「尚、私の掲げさせていただきました基本政策中に、永久に使える事務局の取得がありますが、これはガバナーとしての『夢そして希望』であります。これから行われる委員会を中心とした協議の中では、この基本政策に拘わる事無く検討を進め、くれぐれも予断の無い形でお考えいただきたいと思います。」

以上、それぞれの発言にあるように、共に提起した基本政策の内容に拘わる事無く議論を進めてほしいというのが現在の結論です。

従って売却するとか、しないとかという事については今後の様々な議論の中での話です。この問題について我々が最終的にどのような結論に至るのかは、従って現在は全く不明です。

9. ライオンズ日本財団については、どのように考えたら良いのか、過去この財団については、330-A 地区に色々な意味で極めて大きな影響を与えてきましたが。

この財団問題というのは、330-A 地区の中でこれまでおよそ 14 年間に亘って諸々のトラブルを生み続けている、いわば“ノドに刺さった魚の骨”のようなテーマです。今回の総合事務所計画と一緒に検討する団体の中に、この財団が参加しているということは、これらの積年の課題を一挙に解消する又とない好機だと考えます。

そこで財団について語られるいくつかの問題点ですが、色々あるとは思いますが、概ね次の三点ではないでしょうか。

1. 人事が硬直化し、330-A 地区のクラブ・メンバーには見えない所で、或る特定の者がそれを支配しているのではないか。
2. 各種情報（特に各クラブ及メンバーが拠出した出捐金＝寄附金）が開示されず、特定の者がそれを恣意的に流用しているのではないか。
3. ライオンズ国際協会から認められていない存在なのではないか。

'06.2.14 のライオンズ関係団体連絡協議会にライオンズ日本財団が参加するにあたって、時の委員会（中村ガバナー期法人管理運営・建設計画検討特別委員会）と財団側が、前述の 1、2、3 等について協議をしました。

そこでの結論は次の通りです。

1. 人事関係については 330-A 地区と整合性をはかり協議をしてゆく。

現在の理事・会員は本財団を私するなどという意思は全くもっていない。

2. 各種情報はその総てを開示する。

ただ、理解していただきたいのは、今日に至るまで一回たりとも欠かすことなく情報は開示しているものの、その対象が会員に対してのものだったということで、その他のクラブメンバーには届いていなかったというのが実情です。

そのような中、近年はホームページを設け誰でもアクセスし情報が得られるシステムになっています。

各クラブ及メンバーからの拠出金は現在、債権・現預金等で運用しており、その金額が目減りしているなどという事は無いとの事です。当然その詳細な情報についても開示することに何の支障も無いとのことです。

3. 事実国際協会からの認可は受けていません。

ライオンズ日本財団は正確に言うと、日本の総務省（当時の総理府）認可の公益法人です。

ただ、主務官庁がどこであれ、この財団は設立時約 90 のクラブと約 240 名のライオンズメンバーの出捐によって設立されていますから、文字通りライオンズ関係の団体です。

以上財団に関する疑問点等について説明させていただきましたが、更に不明な点等ありましたら是非お知らせいただきたいと思います。

10. 今後大切なことは「情報開示」、「開かれた形での議論」、「無用な拙速は厳に慎む」そして「皆で決めたルールを守る」という姿勢だと考えます。

「ライオンズ総合事務所建設」については、先にもお話ししましたように、委員会が中心になりライオンズ関係団体連絡協議会の中で検討が進められてゆく訳ですが、その際下記の諸点に留意し協議を重ねてまいります。

1. 総ての情報は広くメンバー、クラブに開示します。
2. 議論の経過等は各クラブ会長、RC、ZC 等に報告し、更に皆さんのご意見も反映できるような仕組みの中で行います。
3. 無用な拙速は避け、全体の合意が得られるまで何期かにまたがっても粘り強く事を進めて行きます。
4. 計画決定に至るプロセスを大切にし、330-A 地区として、あるいはライオンズクラブ国際協会の一員としての自覚のもと、あくまで規則を遵守した上で合意形成することが何よりも大切だと考えます。

以上皆様にお約束させていただきます。

尚、不明な点等ありましたら是非その声をお聞かせいただきたいと思います。

本計画はあくまでも我々 330-A 地区の「夢と希望」に向けての挑戦です。検討の過程の中で軽挙し妄動することの無い様それぞれが自戒しながら事にあたりたいと考えております。

是非皆様にご理解いただき、ご協力をお願いいたします。